

復旧に要する財源確保と 被災者に対する 県税減免措置

市町村災害復旧のための所要財源確保と対策について

市町村が管理している公共施設などの災害についても、その被害見込みは県下の全市町村におよび、被害総額は約三百八十億円に達しております。

このうち、最も大きい被害を受けたのは、河川、道路、橋りょうなどの公共土木施設で被災市町村は九十四市町村に亘り被害額は全体の六五%にあたる二百四十九億円になっております。次いで農林水産施設等において百二十億円の被害となっております。

この外、災害救助活動に要した経費・河川堤防の補強がけくすれなどに対する応急復旧対策などの経費も、その額は二十一億円に及んでおります。

これらの多額の災害復旧事業及び災害応急対策の経費は市町村財政に大きな負担をかけることとなりますので、当面の措置として、全市町村の六八%にあたる六十七市町村に対し、八月二日に約五十七億円の普通交付税の繰上げ交付がなされました。

また、被災された住民に対しては、市町村税について、納期限の延長、徴収猶予及び減免の措置等をとるよう市町村に周知しているところです。

なお、今後の災害復旧事業に要する多額の財源の確保については、災害復旧事業債の確保及び特別交付税の増額交付について、現在、国（自治省）に対し強く要望しているところです。



衆議院災害対策特別委員会の一行に被災状況を説明陳情する県議会、執行部等の関係者（県庁）



使用不能になった自動車（山鹿市）

二、災害により所定の期限までに税金を納めることができなくなった場合には、一年以内の期間に限り徴収を猶予しております。

二と三の特別な措置は被害を受けられた方の申請に基づいて行っておりますが、この申請は、災害の終わった日から二ヶ月以内に行う必要があります。

なお、県税の減免、徴収猶予及び期限の延長の措置を受けるための手続などについての詳しいことは、最寄りの県事務所税務課（部）や自動車税事務所へお問い合わせください。

被災者の 県税の減免等について

県では、集中豪雨や台風などの災害によって被害を受けられた方々に、県税について次のような特別な措置を行っています。

一、個人事業税、不動産取得税及び自動車税について軽減や免除をしております。

(一) 個人事業税
事業用資産または住宅及び家財について二分の一以上の被害を受けられた方には、その事業所得に応じて税の軽減または免除をしております。

(二) 不動産取得税
大きな被害（概ね二分の一以上の被害）を受けた不動産に係る不動産取得税で、その納期限がまだ来ていない場合は、被害の程度に応じて税を軽減しております。

また被害を受けられてから三年以内に、被害を受けた不動産に代わる不動産を取得された場合にも、その代替不動産の取得に対して税を軽減または免除することがあります。

(三) 自動車税
自動車が発災により使用不能となった場合、二分の一以上の被害を受けた場合には、被害を受けた自動車の税を免除または軽減しております。

これらの税の減免措置は被害の申請に基づいて行いますが、申請は被害を受けた日から（または、税が課されたことを知った日から）二ヶ月以内に行う必要があります。

被災状況を視察する参議院災害対策特別委員会の一行（嘉島町）



おります。

なお、県税の減免、徴収猶予及び期限の延長の措置を受けるための手続などについての詳しいことは、最寄りの県事務所税務課（部）や自動車税事務所へお問い合わせください。